

未成年者の不法行為

責任能力の有無が問題

不法行為とは故意又は過失により他人に損害を及ぼす違法な行為をいい、加害者がその損害を賠償すべき義務を負うものです（民法709条）。

たとえば、正当な理由なく他人をなぐった場合や不注意による交通事故で他人にケガをさせたような場合、その行為は不法行為になります。

未成年者が不法行為により他人に損害を与えた場合、誰が責任を負うのでしょうか。責任の所在は、その未成年者に「責任能力」があるかどうかで分かります。

「責任能力」とは自分のした不法行為によって他人に迷惑をかけたときに、自分の行動のよしあしを理解し判断する能力のことです。単に道徳的に悪いということを知るだけでなく、損害賠償のような面倒な問題を生じるというようなことも分かる能力です。

人の知能や判断能力の発達には個人差があるので、責任能力の有無を年齢で一概には決められませんが、これまでの裁判例によれば、だいたい中学生（12才）以上で責任能力ありとされているようです。

民法は、このような責任能力のない者には損害賠償責任を負わせないこととしています（同712条）。責任能力がないために未成年者本人が責任を負わない

場合は未成年者の親権者、親権者がいないときは後見人が監督義務者として責任を負うこととなります（同714条）。未成年者であっても責任能力が認められる場合は、その未成年者自身が損害賠償責任を負うこととなります。

更に、未成年者自身に責任能力が認められる場合でも、親権者が子を監督すべき責任を果たさなかった場合に権者は未成年者とは別個に責任を負うとの考え方があります。

たとえば、高校生の子が普段からバイクの暴走行為をしているのを親が知っていながら注意や改善の指導もせずにいたところ、その子がバイク事故をおこし他人にケガをさせたような場合、子は責任能力があるので自ら損害賠償責任を負わされますが、親は子の監督責任を怠ったことを根拠に損害賠償責任を負わされることになるでしょう。